

○岡山県警察指定被害者支援員制度実施要領の制定について(通達)  
(平成 20 年 7 月 3 日岡県庁第 206 号／岡生企第 630 号／岡刑企第 232 号／岡交企第 273 号／岡公第 101 号警察本部長例規)

**改正** 平成 21 年 3 月岡務第 19 号 平成 21 年 3 月岡県庁第 106 号・岡務第 257 号・岡生企第 324 号・岡刑企第 5 号  
125 号・岡交企第 166 号・岡公第 48 号  
平成 22 年 3 月岡務第 26 号 平成 22 年 10 月岡県庁第 367 号  
0 号  
平成 29 年 7 月 31 日岡県庁第 244 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号  
令和 5 年 7 月 11 日岡刑企第 265 号 令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号  
令和 5 年 11 月 10 日岡県庁第 367 号

各部長  
首席監察官  
総務調整官  
各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察指定被害者支援員制度実施要領を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、岡山県警察指定被害者支援員制度の実施について(通達)(平成 11 年 10 月 18 日岡刑企第 267 号、岡務第 526 号、岡生企第 371 号、岡交企第 338 号、岡公第 135 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察指定被害者支援員制度実施要領

第 1 目的

この要領は、身体犯、ひき逃げ事件若しくはこれに準ずる事件等の被害者若しくはその遺族又は交通死亡事故の遺族等(以下「被害者等」という。)の精神的な負担の軽減を図るとともに、捜査活動への被害者等の協力を確保するため、事件等の発生直後から被害者等に対して精神的支援措置(以下「支援措置」という。)を中心とした被害者支援を行う要員(以下「指定支援員」という。)の指定、運用等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 被害者支援推進責任者の設置

指定支援員による被害者支援活動を効果的に推進するために、交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)及び警察署に被害者支援推進責任者(以下「推進責任

者」という。)を置き、高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

### 第3 指定支援員の指定及び解除

#### 1 指定

(1) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「署長等」という。)は、次に掲げる職員であつて被害者支援の取組について意欲おう盛な者の中から、あらかじめ指定支援員を指定する。

なお、指定支援員の人数は、原則として、高速隊の方面隊並びに警察署の生活安全課(生活安全刑事課を含む。)、刑事課(刑事第一課及び刑事第二課を含む。)、交通課(交通第二課を含む。)及び警備課の捜査を担当する係ごとに1人以上、地域課に1人以上とする。

##### ア 男性警察官

警ら用無線自動車乗務員以外の者であつて、原則として警部補以下の階級にある者とする。

##### イ 女性警察官等

配置の係、階級等は問わないが、性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について(通達)(平成29年7月24日岡捜一第183号、岡県庁第236号、岡生企第479号例規)に定める性犯罪指定捜査員又はカウンセリングに関する専科・講習の受講者であることが望ましい。

(2) 警察署における指定支援員の指定数は、署員の定員が200人以上の警察署にあつては30人、150人以上200人未満の警察署にあつては25人、100人以上150人未満の警察署にあつては20人、50人以上100人未満の警察署にあつては15人、50人未満の警察署にあつては5人をそれぞれ目安として十分な支援活動ができる態勢を確保しておく。

#### 2 解除

署長等は、指定支援員に人事異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、その都度指定を解除する。

なお、指定を解除した場合には、解除した職員に代わる指定支援員を指定しなければならない。

#### 3 システムへの入力

署長等は、指定支援員の指定又は解除を行ったときは、犯罪被害者等に係る支援業務の管理に関するシステム(以下「システム」という。)に入力するものとする。

### 第4 被害者支援対象事件等

指定支援員による被害者支援の対象とする事件等(以下「対象事件等」という。)は、別に定める被害者等に対する捜査状況等についての連絡に関する要領(以下「被害者連絡実施要領」という。)に定める身体犯及び重大な交通事故事件(単独事故及び被疑者

が同居の親族である事故を除く。)並びに指定支援員による被害者支援が必要であると署長等が認める事件とする。ただし、ひき逃げ事件(車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。)については、被害者の負傷程度が加療3か月以上のものに限るものとする。

## 第5 指定支援員の任務

指定支援員は、第7の3による推進責任者からの派遣指名を受けた場合には、速やかに現場等に臨場し、捜査幹部との連携に配慮しながら、次に掲げる措置を執るものとする。

### 1 支援措置

#### (1) 付添い等の措置

- ア 被害者等への自己紹介及び指定支援員の任務概要等の説明
- イ 被害者等の不安、喪失感等を緩和させる措置
- ウ 医師の早期診察が必要な場合における病院の手配、搬送、付添い、医師への連絡(証拠資料の採取、性病、HIV等の検査依頼等)等、被害者等への便宜供与
- エ 医療機関、警察施設等からの帰宅時における随伴、保護及び防犯指導
- オ その他特に必要と認められる措置

#### (2) 被害者等への説明措置等

- ア 被害者の手引きの交付とその説明
- イ 捜査員による事情聴取及び被害者調書作成の必要性等に関する説明
- ウ 公判までの刑事手続等の説明
- エ 被害者等の希望に応じた家族への連絡
- オ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の概要説明(適用事件に限る。)
- カ 避難施設等の紹介、連絡等
- キ その他被害者等からの相談への対応

### 2 捜査活動の補助

指定支援員は、被害者等からの事情聴取、調書の作成、被疑者への面通し、実況見分等の捜査活動に当たり、被害者の立場から被害者を補助する。ただし、性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。)の被害者が女性である場合における資料採取の立会い、羞恥心を伴う証拠品の押収、負傷部位の写真撮影等の補助については、性犯罪指定捜査員である指定支援員が行い、性犯罪指定捜査員の運用が不可能な場合には女性の指定支援員が行う。

### 3 被害者連絡

指定支援員は、被害者連絡実施要領に定める被害者訪問担当者との連携により、定期的な被害者連絡を実施する。

#### 4 関係機関等との連携による支援・相談活動

指定支援員は、支援措置と並行して他の専門相談機関による支援・相談活動が必要又は効果的と認められる場合、長期にわたる支援・相談活動(以下「長期ケア」という。)が必要と認められる場合等における関係機関等との連絡及び連携を図る。

#### 第6 指定支援員の運用期間

指定支援員を運用する期間は、原則として、事件等の発生直後から、当該事件等の被疑者が検挙され、検察庁による起訴、不起訴等の処分が確定するときまでとするが、第5の1に掲げる支援措置については、支援措置の開始から起算しておおむね1週間を目安とする。ただし、当該被害者等の実情に応じて署長等が適当と認めた場合は、この限りでない。

#### 第7 指定支援員の運用

##### 1 統括

指定支援員の運用は、推進責任者が署長等の指揮を受けて統括する。

##### 2 指定支援員の出動に関する所見報告

高速隊南部方面隊長、北部方面隊長及び警察署の事件所管課長(以下「事件所管課長等」という。)又は宿日直長は、対象事件等を認知した場合は、その旨を推進責任者に報告するものとする。

##### 3 派遣指名

推進責任者は、事件所管課長等若しくは宿日直長からの報告を受け、又は自らの判断において指定支援員の派遣を必要と認めた場合は、署長等の指揮を受けた上で、当該事件等の被害者等への対応に適する指定支援員を指名して派遣する。

なお、派遣指名は、当該事件等の捜査専従者以外の指定支援員の中から行うものとし、被害者が複数人いる場合等必要と認める場合は、複数の指定支援員を指名する。

また、被害者等の住所地が対象事件等を所管する警察署の管轄外にある場合においても、原則として当該警察署の指定支援員を運用する。

##### 4 宿日直における指定支援員の運用

宿日直中に対象事件等を認知したときは、宿日直長が適任の指定支援員を招集して支援措置を行わせるものとする。この場合において、宿日直員は、指定支援員が現場等に到着するまでに実施した支援措置を指定支援員に確実に引き継ぐ。

##### 5 指定支援員の措置

###### (1) 支援措置及び捜査活動の補助等の実施

出動指名を受けた指定支援員は、可能な限り事件概要を把握した上で早急に現場臨場し、現場の捜査担当幹部等と連携しながら第5に掲げる任務を遂行するとともに、適宜の時点において、支援措置及び捜査活動の補助の実施状況、被害者等の精神状態等を推進責任者に報告する。

###### (2) 長期ケアへの移行支援等

指定支援員は、おおむね1週間を目安とする支援措置期間を経過した後は、推進責任者の指示を受けて、被害者連絡実施要領に基づく被害者連絡への移行又は警察関係各種相談窓口、おかやま被害者支援ネットワークその他の関係機関との連携による長期ケアへの移行を支援するものとする。

#### 6 事件所管課長等の留意事項

事件所管課長等は、被害者等のニーズに即した支援措置等の被害者支援が効果的に行われるよう、捜査状況、今後の捜査方針その他被害者支援に効果的と認められる事項について、推進責任者に対する積極的な報告及び意見具申を行う。

#### 7 運用状況の管理

署長等は、指定支援員を運用したときは、その運用状況をシステムに入力の上、管理するものとする。

### 第8 運用上の留意事項

#### 1 指導教養の徹底

署長等は、所属職員に対し、被害者支援をめぐる社会的要請の高まりと県警察における被害者支援強化の基本方針を正しく理解させ、指定被害者支援員制度の趣旨が、指定支援員の運用のみならず、あらゆる捜査活動の過程で反映されるよう指導教養の徹底を図る。

#### 2 指定支援員の積極的運用

対象事件等の選定、指定支援員の任務及び運用期間、関係機関等との連携による支援・相談活動の推進に当たっては、個々具体的な事案の実情及び被害者等のニーズに応じ、本要領を積極的に運用する。

なお、犯罪等の形態その他の事情から判断して支援することが社会通念上適切でないとき認められるときは、支援を打ち切ることができる。

#### 3 被害者等の意向に基づく柔軟な運用

署長等は、指定支援員が被害者等との接触を行った結果、当該被害者等が指定支援員による支援・相談活動を望まないことが明らかになった場合は、指定支援員の運用を中止し、おおむね1週間を目安とする指定支援員の運用期間後においても当該被害者等が指定支援員によるカウンセリングを求める場合は、指定支援員の運用を継続するなど、真に被害者等の意向に基づく柔軟な運用に配慮する。

### 第9 報告

署長等は、指定支援員の指定、運用等に関し、別表の区分により警務部県民広報課を經由して警察本部長に報告する。

### 第10 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
指定被害者支援員名	作成した	1年

簿	所属	
指定被害者支援員運用状況報告	作成した所属	3年。ただし、被害者支援上問題があると認められる事 件については、時効成立まで。

別表

区分	報告時期	報告要領
指定被害者支援員名簿	1 指定支援員を指定したとき。 2 指定の解除に伴い、代わるべき指定支援員の 指定を行ったとき。	様式第1号に よる。
指定被害者支援員運用 状況報告	1 運用開始時 2 指定支援員による支援措置実施期間中の適宜 の時点	様式第2号に よる。
	1 運用開始からおおむね1週間を経過したと き。 2 継続して支援措置を実施するとき。	様式第3号に よる。

様式第1号

指定被害者支援員名簿

[別紙参照]

様式第2号

指定被害者支援員運用状況報告

[別紙参照]

様式第3号

指定被害者支援員運用状況報告

[別紙参照]